住所　大阪市西成区出城２丁目１番３号
韓一人　昭和46年６月３日生
住所　大阪市生野区新今里７丁目14番29号
康必榮　昭和21年９月22日生
金貞烈　昭和23年４月20日生
康景智　昭和48年９月29日生
住所　大阪府泉大津市池浦町５丁目１番25―602号
金雅章　昭和39年12月16日生
金眞里　昭和44年２月19日生
金善彬　平成12年10月18日生
金寧乃　平成14年５月２日生
金綾乃　平成16年３月20日生
住所　大阪府枚方市宗谷２丁目27番15号
朴春美　昭和27年３月22日生
住所　神戸市中央区海岸通28番地
元善弘　昭和50年５月23日生
住所　北九州市小倉南区朽網東６丁目35番10―308号
李祐介　昭和60年２月２日生
住所　福岡市博多区吉塚２丁目14番７号
權寧久　昭和18年12月３日生
金**卿**子　昭和25年６月５日生
權五徳　昭和50年７月１日生
住所　東京都八王子市寺田町300番地１
高初惠　昭和52年１月９日生
住所　静岡県御殿場市中畑2092番地
張成文　昭和56年11月28日生
住所　大阪府茨木市沢良宜西３丁目１番８号
朴永植　昭和51年５月２日生
住所　埼玉県川越市松江町２丁目３番地８
姜永子　昭和39年11月４日生
住所　岡山県倉敷市玉島柏台４丁目６番20号
黄泰弘　昭和44年11月30日生
住所　福岡市中央区白金２丁目10番２―801号
高英愛　昭和55年１月24日生

○外務省告示第三百六号

平成二十三年八月十五日にプノンペンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

平成二十三年九月二日

外務大臣　松本　剛明

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　四十二億六千九百万円（四、二六九、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、トンレサップ西部流域灌漑（かんがい）施設改修計画（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることになる。

2　(1)　借款は、カンボジア王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。

(b)　利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後八年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、カンボジアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　(a)　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

8　カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。

(b)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

(c)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

9　カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年八月十五日にプノンペンで

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　黒木雅文

カンボジア王国

副首相兼外務・

国際協力大臣　ハオ・ナムホン閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、前記の了解をカンボジア王国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十一年八月十五日にプノンペンで

カンボジア王国

副首相兼外務・

国際協力大臣　ハオ・ナムホン

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　黒木雅文閣下

○外務省告示第三百七号

平成二十三年八月十五日にイスラマバードで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がパキスタン・イスラム共和国政府との間に行われた。

平成二十三年九月二日

外務大臣　松本　剛明